

○財務省告示第二百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年七月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百四回及び第三百五回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十二回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三	振替法の適用等	第一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で三千九百九十九億円
七	払込金額	四千二百十二億千九百七十三万六千円
八	最低額面金額	五万円

九 振替単位

十一 発行行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過払込み

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最も額との
 額の整数倍の金額によるものと
 する。平成十六年七月二十九日
 平成二十年七月十九日
 発行対象国債と、額面金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

(一) 別表のとおり
 (一) 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えて、次の算
 式により算出した金額を払込
 期日に払い込むものとす。

各発行対象国債の額面金額の利率の
 総額 \times 発行対象国債の額面金額の利率の
 $\frac{100 \times \text{支規数} \times \text{各期日発行の翌日か末日の発行
 利率} / \text{利回率} \times \text{支規数} \times \text{日数} / 365$

(二) 発行時に、おいて、その利息
 に係る所得税が、源泉徴収され、
 るもの記載又は記録は、(一)の算式も
 の座に記して、前記(一)の算式も
 のよりに算出た金額から、該
 金額に百分の二・三の当該
 乗じた金額の十分の一を
 債を發行するに
 が非居住者又は
 者が、

二十 十 十 十 十
 十 九 八 七 六 五 四
 払 者 入 払 元 利 象 各 準 入 償 償
 込 者 札 場 利 回 国 各 準 入 償 償
 期 者 札 場 金 回 国 各 準 入 償 償
 日 加 所 支 り 債 行 す の 金 期 限
 日 加 所 支 り 債 の 対 る 基 額 限 子

平 財 日 当 訂 年 均 買 業 六 銘 額 (公 同 日 日 日 算 と 発 第
 成 務 本 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 二 大 銀 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 十 臣 行 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 六 从 行 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 年 通 回 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 七 知 回 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 月 受 回 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 二 け 回 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 十 者 回 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 九 者 回 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第
 日 者 回 利 該 正 七 均 値 参 協 年 柄 面 別 公 公 同 日 日 日 算 と 発 第

ある場合には、前記(一)の算式
 による算出した金額に、
 居住者又は外国人在が適
 用される所得税の率を乗じ
 ることのできる金額を控除
 する。

第十号に規定する発行日後の
 対象国債の支払期に、
 式により算出した金額を支
 払うに当たるときは、その翌
 日に支払う(償還期限につ
 いて)。

(別表のとおり)
 額面金額につき、
 銘柄毎の基準利回りは、
 六年七月二十五日付で、
 業協会が発表した公社債店
 頭の平均値(平成二十六
 年七月二十五日午前九時
 以前に訂正された)
 当該銀行の
 日本銀行

平成二十六年七月二十九日

財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額)
(利付国庫債券 第十三年) (第二十回)	一・三%	平成十年 三月十一日	四億七千六百六十 円
(利付国庫債券 第十三年) (第三十回)	一・三%	平成九年 三月二十一日	四億二百三十 円
(利付国庫債券 第十六年) (第二十回)	〇・八%	平成六年 三月二十五日	千一億 円